

國立大學管理法案要綱

この法律は、国立大学の自治を尊重し、国立大学の行政に民意を反映せしめて、国立大学の適正な管理を図ることを目的とし、国立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営等について規定すること。

又部省に国立大学審議会を置き、国立大学長の互選した者、日本学術会議がその会員のうちから推薦した者、学識経験者で両議院の同意を得た者について文部大臣が任命する二十人の委員で組織するニト。

算の見積算特定事項についてその基本方針を決定する場合においては、国立大学の予審議会の意見を聞かなければならないこと。国立大学審議会は、国立大学の予算その他の国立大学に関する重要事項について文部大臣の諮問に答へ又はこれに対して建議するにとができること。

その他国立大学審議会の委員の任期、会議の招集その他議事及び運営等について規定するにと。

各国立大学に、商議會を置き、当該大学の学長、評議會の定める方法によつて選定された当該大学の教授、学識経験者について文部大臣が任命する三十人以内の商議員で組織すること。

学長は、当該大学の学則その他重要な規則の制定改廃及び予算の見積その他特定の重要事項についてはあらかじめ商議会の意見を聞かなければならぬこと。商議会は、当該大学の教育、研究及び運営に関する重要事項について、学長の諮問に答え又は学長に建議することができること。その他商議員の任期、商議会の招集その他議事及び運営等について規定すること。

数個の学部を置く国立大学に評議會を置き、学長、学部長、各学部の教授二人、及び附置研究所の長をもつて組織するニト。評議會の組織には、当該大学の事情により図書館長、附属病院院長その他その大学の重要な職にある者を加えることができ、ニトトレ之伸縮性をもたすニト。

評議會は、学長が商議會の意見を聞かねばならないニトトせられてゐる事項及び各学部の連絡調整その他その大学の重要事項を審議決定するニト。

その他評議員の任期、評議會の招集その他議事及び運営ニついて規定するニト。

国立大学の各学部には教授会を置き、学部長とその学部の教授の全員をもって組織するニト。教授会の組織には助教教授又は常勤講師を加ふるニトがでざるニトとして伸縮性をもたすニト。

教授会は、学科、講座等の設置廢止及び学科目の種類及び編成に關する事項その位當該学部の重要事項を審議決定するニト。

その他教授会の権限の一部を行う代議委員会及び附置研究所の教授会の組織、権限運営等について規定するニト。

学長、学部長その他の部局の長任期及び職務等について規定するニヒ

但し、商議会に關する規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するニト。
二の法律は公布の日から起算して三月を経過した日から施行するニト。

天野 342

